

講習会開く

行政との連携密に

国測協東海事業
委愛知県協議会

日本国土調査測量協会

東海地区事業委員会と
同愛知県協議会（河村利



由紀会長）は、講習会を開いた。官公庁や建設コンサルタントなどから119人が参加し、「国土調査法第19条5項指定制度」について、理解を深めた。

あいさつに立った河村会長「写真」は、「行政と業界の連携を密にし、ともに前進していきたい」と語るとともに「最新の法令、実務を身に着け、スキル向上を図ってほし

い」と呼び掛けた。

当日は「国土調査法第19条5項指定制度」をテーマに4人の講師が登壇した。

初めに愛知県の高津一祐課長補佐が県事業の現状と課題を発表。続いて、国土交通省の山下貴博建設専門官が指定申請について、「登記前」と「登

記後」を分け、説明した。

名古屋法務局の坂井良隆統括登記官は、「不動産登記法第14条第1項地図」に触れた上で、指定申請については「管轄登記所と連携し、早めの相談を」と解説。最後に、地籍アドバイザーの荻田匡嗣氏が申請の実例を紹介した。